

## に聴く

## 判例から見る 労働トラブルの 防止対策

弁護士 長谷川ふき子



## 個人情報の漏洩時における 委託元企業の責任

A社は、子供用の教育教材を販売する

どの顧客情報を取得し、それらの情報を管理するため、外部の情報に委託していました。ところが、Z社の従業員が顧客情報を自身のスマートフォンを使つて持ち出し、名簿業者に販売したため、子供と保護者の個人情報を外部に漏洩しました。

(東京高等裁判所2019年6月7日判決参照)

## 1、委託先の個人情報の漏洩

## 委託元の責任

場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図らるべきだ。委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならぬ」と定められています。

したがつて、個人情報が委託先の従業員から持ち出された場合であつても委託元が責任を負うことがあります。

(2)必要かつ適切な監督とは?

委託元が委託先や再委託先に対して行う「必要かつ適切な監督」について、「経済産業分野ガイドライン」では、①安全管

業者は個人情報をデータベース化した「個人データ」の取り扱いの全部または一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならぬ」と定められています。

理措置を合理的に評価して選定する、②安全管理措置について定めた契約を締結する、③情報の取扱い状況を適切に把握することを求めて います。参考にしてください。

2、Z 社のセキュリティ対策

Z 社のセキュリティ対策がそ もそも尽くされていたかについ

止するセキュリティを導入するなどは必要な対策として求められます。

リティ対策が不十分なことを知つて改善を指示することができ、そのような報告を求め、指示をすることに特別な負担が生ずるわけではないと判断し、監督を行っていないことに過失があるとしました。

【裁判例から見る対応策】  
個人情報の管理を外部に委託する場合においては、委託先のセキュリティ対策についてセキュリティソフトの更新などの設定状況、セキュリティ対策に対する評価について報告を求めておくことが必要です。

では、外部への持ち出し方法があらかじめ予見可能でその危険を防止することが可能であったかどうかを検討しなければなり

のような特別の知識や技術がなくとも行える方法でした。スマートフォンをUSBケーブルでパソコンと接続してデータのやり取りをすることかは一般的に知られているから、乙社が持ち出しの制御対策を十分にとっていないと判断されました。

【精神的損害に対する慰謝料】  
裁判例では、個人情報が漏洩したことに対する不快感は抽象的なものであるが、不安感を感じさせるものであり、自分の個人情報が適切に管理されるであろうとの期待を裏切るものとして、実害が発生したことがないことから精神的損害に対する慰

ような特別の知識や技術がない  
くても行える方法でした。  
スマートフォンをUSBケーブルでパソコンと接続して  
データのやり取りをすること  
は一般的に知られていることか  
ら、乙社が持ち出しの制御対策  
を十分にとっていないと判断さ  
れました。

**3 A社の監督責任は?**  
A社がZ社に対して持ち出し  
防止措置を講じているかどうか  
を確認するために、セキュリテ  
ィソフトの設定状況について適  
時に報告を求めていればセキュ

（成田・長谷川法律事務所ハ）  
トナー弁護士、愛知労働局紛争  
調整委員）

イラスト・源 安孝